

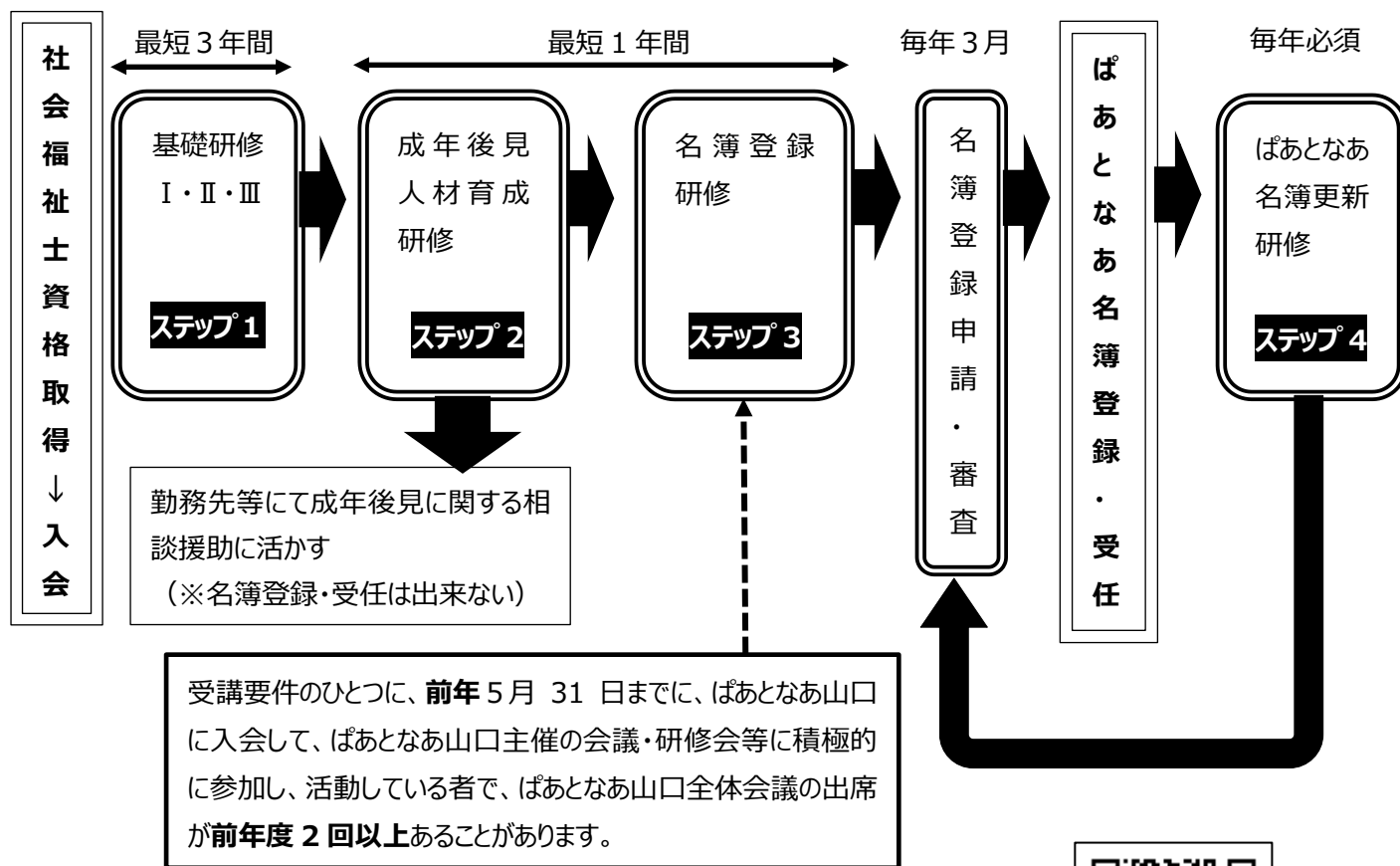
社会福祉士として成年後見等活動を行うには

山口県社会福祉士会では、地域で相談援助に従事する社会福祉士が成年後見制度活用の知識、技術を修得することが可能な「成年後見人材育成研修」と、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的とする「名簿登録研修」の2つの研修を実施しています。(図1)

受講にあたっては、下記のような受講要件が設けられています。今後、受講を希望される方におかれましては、受講要件をご確認いただきますようお願いいたします。

また、後見活動を行う上で職場の理解が必要となりますので、下記「受任にあたっての準備(勤務先との調整)」をご確認いただきますようお願いいたします。

(図1)



ステップ1 基礎研修 I・II・IIIの概要は、山口県社会福祉士会ホームページ内、生涯研修制度ページをご覧ください。

(<https://www.yamaguchicsw.com/reiwa-6-nintei.htm>)

ステップ2 「成年後見人材育成研修」

ステップ3 「ばあとなあ名簿登録研修」

ステップ4 「ばあとなあ名簿登録更新研修」

「ばあとなあ山口主催の会議・勉強会」の情報は、

山口県社会福祉士会ホームページ内、ばあとなあ山口会員向け研修ページをご覧ください。

(https://www.yamaguchicsw.com/new54_kaiinmuke_kenshuu.htm)



ステップ1 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの順に決められたカリキュラムを、各研修1年度間、合計3年度で受講し、全てのカリキュラムを修了する総合的な研修体系となります。

社会福祉士資格取得後の最初の入門研修であり、『社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身に付ける』ことを目的としています。

ステップ2 成年後見人材育成研修

※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。

【研修目標】

- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
- (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

【受講対象】

下記のいずれかの者で、下記の「受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

【受講要件】

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、
若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者

ステップ3 ばあとなあ名簿登録研修

※権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する研修になります。

【研修目標】

名簿登録研修は、社会福祉士の成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、ばあとなあ山口名簿に登録し、成年後見人等を受任できる者を養成するために行います。

【受講対象】

ばあとなあ山口会員であり、成年後見人材育成研修を修了している者で、下記の「受講要件」の全てを満たす者。

【受講要件】

- (1) 研修修了後、権利擁護センターばあとなあに名簿登録し、受任すること
- (2) カリキュラムの全課程を出席すること
- (3) 事前課題を提出すること
- (4) 社会福祉士会の倫理綱領及び行動規範を順守すること
- (5) 前年の5月31日までに、ばあとなあ山口に入会していること
- (6) ばあとなあ山口主催の会議・研修会等に積極的に参加し、活動している者で、ばあとなあ山口全体会議の出席が前年度2回以上あること

ステップ4 ばあとなあ名簿登録更新研修

ソーシャルワークの知識・技術に基づく援助、関係者との連絡調整や、様々な社会福祉制度の活用等、成年後見活動を担う社会福祉士の活動の質を担保するため、また日頃の後見活動を振り返り、我々社会福祉士が実践する権利擁護とは何か見つめ直す機会として実施しており、本研修修了は、来年度のばあとなあ名簿登録の必須要件となります。

受任にあたっての準備（勤務先との調整）

1 職場の理解

成年後見人等受任には、職場の理解が必要です。自己責任の下で、後見活動を行う旨を所属機関にあらかじめ了解を得ておきましょう。下記の様なことから、後見活動に支障を来し、被成年後見人等に不利益を生じさせるリスクがあります。

なぜ？

○サービス規程違反になるかも???

・成年後見人等として活動し、報酬を得ます。副業の禁止に違反しませんか？

※ばあとなあ山口では原則1年に一回、報酬付与申立を行うよう指導しています。

・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が2019年4月から施行されました。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」をご覧ください。上記の点につき、ご確認いただき、雇用側と十分にコミュニケーションを図っていただきますようお願いいたします。

①雇用形態の確認

成年後見活動、スクールソーシャルワーカー活動や各種審査会委員などに従事されている方は、本業、そして副業などの雇用形態によって、労働基準法の労働時間に関する規程の適用の有無が異なります。

自身が、自社、副業・兼業先の両方で労働時間に関する規定の適用について通算されるのか、個人事業主や委託契約・請負契約等により労働基準法上の労働者でない者として労働基準法の労働時間に関する規定が適用されないのか、自身がどのような雇用形態で本業、そして副業などで働いているか確認してください。

雇用側は、労働者が労働基準法の労働時間に関する規定が適用される副業・兼業をしている場合、労働者からの自己申告により副業などの労働時間を把握することが考えられますので、雇用側と十分にコミュニケーションをとることが重要となります。

②自己管理

副業などを行うにあたっては、副業などによる過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、労働者が自ら、本業及び副業など業務量や進捗状況、それらに費やす時間や健康状態を管理する必要があります。

なお、副業などを行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要となります。

○職務専念義務違反になるかも???(労働契約、就業規則などの確認)

自身が勤めている企業の副業・兼業に関するルール（労働契約、就業規則等）を確認し、そのルールを遵守しながら、副業などを行っているか確認してください。

○職員間でトラブルになるかも???

社会貢献活動ということで、優先的に有給休暇を取得しているが、報酬をもらっている。これって社会貢献活動の範囲なの？と職場間で不満に思う人もいますか？

2 本会は、後見活動をサポートします！！

職場の上司に説明したけど、会からの協力依頼文があれば、成年後見人等の活動について、より深く理解してくれそうなときは、本会は、会員の受任をサポートするために、会員の所属先宛に成年後見人等受任に関する御理解・御協力についての文章を発行しています。

お困りの方は、事務局まで、まずご連絡ください。

【お問合せ先】 一般社団法人山口県社会福祉士会
〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内
TEL: 083-928-6644 FAX: 083-922-9915
E-mail: yamashashikai@clock.ocn.ne.jp